

議事要旨(3) 収益認識専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、IASB の改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」（以下、「改訂公開草案」）に関するコメントは2012年3月13日が締切りであり、本日の審議は当該コメント提出前の最終審議である旨の説明があった。

続いて、審議事項(3)に基づき、具体的な説明が、都常勤委員及び西村専門研究員から説明があった。

その後、委員等からの主な発言ないし意見は次のようなものであった。

ある委員からコメントレターの書き方について次の意見があった。開示についての市場関係者からの意見は別紙にし、市場関係者のそれ以外の項目に関する意見については本紙の中に取り入れているという書き方については賛成である。但し、コメントによっては基準設定主体としての立場と市場関係者の立場が違うところがあるが、どちらの意見なのか判別しにくい箇所がある。再度検討してもらいたい。

事務局から、再検討する旨の回答があった。

ある委員から次の7点の質問・意見の発言があった。①8項に記載の考え方に基づけば、10項及び11項では容認ではなく要求させるように意見すべきである。②19項で「回収リスクが高くないビジネス」とあるが、これは契約時点で判断することを想定しているのか。③同じく19項の「また」以下について、文章のロジックを再確認する必要がある。④34項に、適時性の観点から、という文言を入れるべきである。⑤36項で重要性の観点を示すものとしてIAS第34号の15項を記載しているが、同34号の23項についても考慮した方が良いと思われる。⑥39項で、有形固定資産の除売却についてIFRS第5号との関連から、除売却より前のタイミングでの損失計上もあり得るので、文言を調整した方が良い。⑦41項、42項について、「検討を要すると考える」より踏み込んだ表現をすべきと考える。

事務局からは次の旨の回答があった。①実務上の便宜として考えているので容認規定を考えている。②20項で「それが取引価格に反映されている」と記載しているので、契約当初で判断することが読めると考える。③以降に関しては、表現の再検討をする。

ある委員から、次の旨の意見が述べられた。8項及び10項について、短期間に製造される顧客仕様の物品について、容認規定を要求するコメント提案となっているが、これでは幅のある結果になってしまうので基準として問題がある。また、1項で「簡素化を含む改善が行われた」とあるが、特に開示提案については少しも簡素化されていない。当該開示提案は、非常にコストがかかり、非効率を生む。その辺りをもう少し強く伝えるようにして

もらいたい。

事務局から次の旨の回答があった。短期的な工事について現行で進行基準をしている実務もあり、改訂公開草案もそのように提案している中で容認規定を事務局案とした。しかし、再度考察をしてみたい。開示については、年度開示についても本紙上でも記載をするようにしたことである程度強調はされていると考える。また、利用者と作成者のメッセージをバランスをとって伝えるようにしている。

あるオブザーバーが次の旨の意見を表明した。投資家としては収益の統一基準化、開示の充実など評価している。開示については、健全な重要性の判断が重要である。例えば、収益の分解以外の調整表などの開示提案に関しては、建設、造船、ソフトウェア開発など長期の受注ビジネスが企業のコアビジネスになっているような業種のみが開示をすれば良いと考える。

ある委員から次の意見の表明があった。全体として開示が多すぎる懸念があり、全体のバランスをとる必要がある。作成者のコストのみならず、監査の観点からのコスト及び合理的可能性についても考慮すべきである。確かに業種ごとによる、という考えもあるかもしれない。

ある委員から次の意見及び質問があった。改訂公開草案の 35 項については既に出た意見を考慮してもらいたい。それ以外の部分での市場関係者の意見としているところは、意見の紹介のものが多。記載方法に関して今一度点検をしてもらいたい。また、質問 3 について、認識で金額を決める、というのは従来の会計基準からすれば特異であり分かりづらいという人もいる。この辺りについてもコメントにて触れてもらいたい。

事務局から次の旨の回答があった。記載した市場関係者の意見も我々のコメントの一部を構成するものであり、紹介する意味があるものを記載している。多数の意見を市場関係者から頂いたが、その全てを記載しているわけではない。指摘の点は確認したい。

ある委員から次の旨の意見の表明があった。期日が迫っているが、まだコメント文面は変更しうる。市場関係者の意見の記載方法についても必要なところは対応すべきである。

ある委員から市場関係者の意見については、薄い色の網掛け、ないしフォントを変更して記載するなどの方策もある旨、意見があった。

ある委員から、前文にて市場関係者の意見の位置づけについて述べるのが良いかもしれないとの意見があった。

ある委員から次の旨の意見が述べられた。質問 2 の信用リスクについては、それを隣接科目として表示するのは、収益としても売上総利益としても適切な描写にはならない。このような異なる意見も併記した方が良い。また、質問 4 の不利テストで 27 項に「計上すべきである」とのコメントとしているが、IASB で折角実務上の軽減策を講じてくれたものに対して、1 年以内のものに関しても「計上すべき」という表現をコメントするのではなく、1 年以内のもので重要なものに関しては計上することを妨げないような方向性の方が良い。さらに、質問 5 は、コストベネフィットの検証を十分にしてから進める旨を伝えるべきである。最後に、本人か代理人かについては、判断の困難性、適用の多様性を避けるために、ガイダンスがもう少し必要だと考える。

事務局からは次の旨の回答があった。信用リスクに関しては、明らかに価格に信用リスクを反映しているビジネスについてまで否定はできないと考えている。本人か代理人かについては、より具体的な基準ないしガイダンスを求める市場関係者と、実態に応じて総合的に判断することを求める市場関係者の双方が存在するので、どちらかの立場だけを記載する事は難しい。

ある委員から次の旨の発言があった。開示に関しては、新しいことなのでコストベネフィットがこの時点で分かりにくく、ある片方の立場だけを強調する事は難しい。

最後に都常勤委員から、次の旨の発言があった。本日頂いた意見について、事務局にて検討をする。検討後の文案について、委員の方にメールにて送付をさせて頂く所存である。

以 上